

## 新聞の訪問販売勧誘にご注意!

身分を偽ったり販売目的を隠して訪問し、強引な勧誘による契約トラブルが後を絶ちません。不要な場合はきっぱり断りましょう!

- 「廃品回収業者です」と来宅したので応じたら、新聞の勧誘員で、強引に契約させられた。
- 「無料で割引券を配布している」と訪れて、お米や洗剤などもくれ、最後に新聞を勧誘された。

数年先までの契約を迫るケースも!  
ドアをけっして開けずに  
来訪目的の確認を!



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 検索